

キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について

輸出注意事項 17 第 30 号・輸入注意事項 17 第 61 号（平成 17 年 12 月 14 日）

最終改正 輸出注意事項 2020 第 39 号・輸入注意事項 2020 第 19 号

（令和 2 年 12 月 23 日公布・令和 3 年 1 月 1 日施行）

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」（平成 14 年 12 月 27 日付け平成 14・12・20 貿局第 3 号・輸出注意事項 14 第 53 号）記 6 及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」（平成 14 年 12 月 27 日付け平成 14・12・18 貿局第 1 号・輸入注意事項 14 第 68 号）記 4 で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。

なお、平成 15 年 2 月 12 日付け「（お知らせ）キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。

記

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、欧州連合、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ